

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【公開番号】特開2001-32061(P2001-32061A)

【公開日】平成13年2月6日(2001.2.6)

【出願番号】特願2000-152243(P2000-152243)

【国際特許分類】

C 23 C 10/08 (2006.01)

F 01 D 5/28 (2006.01)

【F I】

C 23 C 10/08

F 01 D 5/28

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月23日(2007.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ニッケルを主材とする基体およびコバルトを主材とする基体の表面上に拡散アルミニウム化物コーティングを同時に形成するための方法であって、ニッケルを主材とする基体およびコバルトを主材とする基体をチャンバに入れ、次いで前記ニッケルを主材とする基体およびコバルトを主材とする基体を、50～60重量%のアルミニウムを含有するアルミニウム含有供与体と、チャンバ容積1リットル当たり少なくとも1グラムの量でチャンバ内に存在するフッ化アルミニウムからなるハロゲン化アルミニウム賦活体とを用いて、不活性または還元性雰囲気中1038～1950(1900～1950°F)で4.5～5.5時間の間行われる気相蒸着プロセスにかけて、前記ニッケルを主材とする基体およびコバルトを主材とする基体上に拡散アルミニウム化物コーティングを形成することを含んでなり、前記ニッケルを主材とする基体およびコバルトを主材とする基体の上に形成される拡散アルミニウム化物コーティングの厚さが互いに30%以上異なることがない方法。

【請求項2】

アルミニウム含有供与体がCO₂A_{1.5}を含んでいる、請求項1記載の方法。

【請求項3】

アルミニウム含有供与体がCO₂A_{1.5}から成る、請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記ニッケルを主材とする基体およびコバルトを主材とする基体がガスタービンエンジン部品の部材である、請求項1記載の方法。

【請求項5】

ガスタービンエンジン部品が、ニッケル基超合金の翼形と、コバルト基超合金の内側バンドおよび外側バンドとを有する高压タービンノズルである、請求項1記載の方法。